

川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一般就労が困難な障害者の就労を援助し、障害者の自立と社会参加の促進を図るため本市の定める「川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱」に基づき実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付対象は、前条における事業を実施する法人（以下「法人」という。）とする。

(補助対象及び補助額)

第3条 当該事業の補助対象は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う別表に定めるものとし、その補助額は予算の範囲内で支出するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該事業の補助金の交付を受けようとする法人は、次の書類を添付の上4月末日までに市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書
- (4) 職員名簿(川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱第5条の(2)(6)(7)号に関する主担当を明示すること)
- (5) 家賃等の賃貸契約書(写)

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に基づく交付申請があったとき、当該申請に係る書類等の審査及び実態調査を行い適当と認めるときは補助金の交付を行うものとする。

(交付条件)

第6条 法人に対する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金は、「川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱」に基づき適正に使用し、目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業の内容を変更(ただし、当初の事業予算の20%以内の事業変更で、補助金交付額を下回らない場合を除く。)する場合は市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等証拠書類を整理し、これを当該年度の事業終了後5年間保存しておかなければならない。

(市内中小企業者への優先発注)

第7条 補助金の交付を受けた法人は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、その補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第7条若しくは第9条の規定に違反したとき。

(4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた法人は、次の報告書を障害者地域就労援助センター事業実施状況報告書については半年ごとに、それ以外のものについては当該年度終了後30日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 障害者地域就労援助センター事業実施状況報告書

(2) 障害者地域就労援助センター事業実績報告書

(3) 収支決算書

(4) 川崎市職場実習事業実施報告書(第2号様式)

(5) 発注実績報告書(第3号様式)

(6) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)

2 前項第5号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助金の交付を受けた法人は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第5号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該法人に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第6号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（監 査）

第10条 市長は、必要に応じ本事業を実施する法人に対し関係書類の提出を求め、事業内容を監査できるものとする。

（委 任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別 表

補 助 対 象	
人件費	
	給与 手当 法定福利費
事業費	
	報酬費 旅費 消耗品費 印刷製本費 使用料及び賃借料 通信運搬費 保険料 作業訓練費 その他事業の実施に必要な諸経費 (ただし、工賃等入所者への支払金を除く。)
職場実習事業費	
	実習手当 (川崎市職場実習事業実施要領に基づく額)

第1号様式

川崎市障害者地域就労援助センター事業

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

法人名

代表者名

川崎市障害者地域就労援助センター事業を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

_____ 円

2 内 訳

人件費及び事業費 _____ 円

職場実習事業費 _____ 円

添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書抄本
- ・ 職員名簿
- ・ 家賃等の賃貸契約書(写)

第2号様式

川崎市職場実習事業実施報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地

法人名

代表者名

川崎市職場実習事業について、次のとおり報告します。

1 事業実績

(別紙) 川崎市職場実習事業実績表のとおり

2 職場実習事業費 円

(別紙)

川崎市職場実習事業実績表

1 実習日数

3 時間以上 日

1 時間以上 3 時間未満 日

2 内 訳

	氏 名	3 時間以上 の実習日数	1 時間以上 3 時間未満 の実習日数	ステップアップ 事業による実習 日数 (参考)
1		日	日	日
2		日	日	日
3		日	日	日
4		日	日	日
5		日	日	日
6		日	日	日
7		日	日	日
8		日	日	日
9		日	日	日
1 0		日	日	日
1 1		日	日	日
1 2		日	日	日
1 3		日	日	日
1 4		日	日	日
1 5		日	日	日
1 6		日	日	日
1 7		日	日	日
1 8		日	日	日
1 9		日	日	日
2 0		日	日	日

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**
主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(宛 先)
法 人 名
代表者名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)